

湖月荘跡地の活用に係るサウンディング型市場調査 事業概要資料

1 事業の背景・目的

「湖月荘」は昭和47年に神奈川県が老人保養所として設置した施設で、閉所後の平成19年にその跡地が神奈川県から相模原市へ譲渡されました。

市ではこれまで様々な跡地活用を検討してきましたが、現在まで具体的な活用方針が定まっていない状況です。

こうした状況から、民間事業者による地域特性を踏まえた跡地活用の可能性について調査するものです。

2 土地の概要

所在地	相模原市緑区中沢708―1ほか4筆
敷地面積	12,927.59㎡
アクセス	橋本駅北口よりバス「上中沢」(所要約30分)
区域区分	市街化調整区域
用途地域	指定なし
建ぺい率	50%
容積率	100%
その他	埋蔵文化財包蔵地 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

位置図

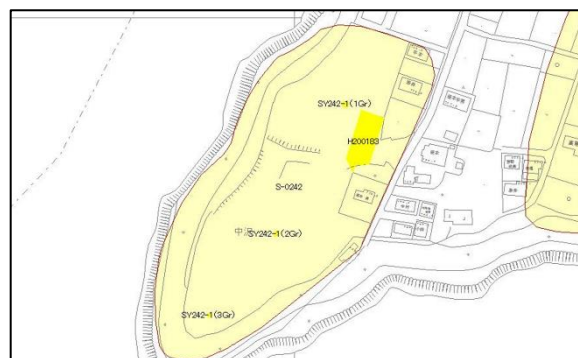
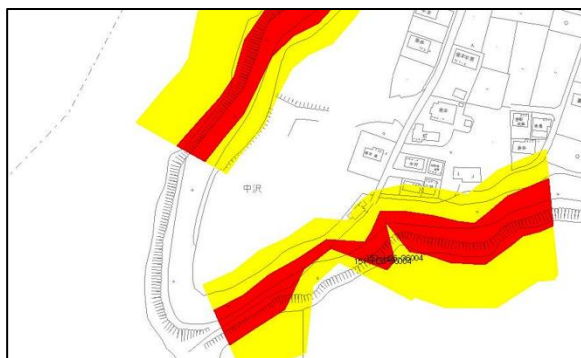


湖月荘跡地



湖月荘跡地

埋藏文化財包蔵地



湖月荘跡地の活用にあたっては、以下の制約があります。

- ### (1) 市街化調整区域の制約

市街化調整区域のため、建設可能な工作物、建築可能な建築物は限られます。

(詳細は別紙「湖月荘跡地で建設・建築可能な主なもの」参照)

- ## （２）埋蔵文化財包蔵地の制約

工事内容によっては、試掘調査や本調査が必要となり、費用や調査期間が発生します。（詳細は以下の市ホームページを参照）

<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kankou/bunka/1022295/bunkazai/1010287.html>

- ### (3) 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の制約

詳細は以下の県ホームページを参照してください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jy2/dosyaho/kaihatu.html>

湖月荘跡地の活用内容は、以下の考え方に沿ったものとします。

- (1) 津久井城址や県立公園に近接するという立地特性を生かし、津久井湖回遊スポットのひとつとして、市民や来訪者が憩える場としても活用できる。

【イメージ】



- (2) 住宅地に隣接しているため、騒音などに配慮した内容とする。(実際の活用に当たっては地元調整が必須となります。)
- (3) 災害時の一時避難場所としての提供や、その他、施設や敷地内の地域利用について一定の条件のもとで可能とすることについても検討する。